

第 5366 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 12月 9日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 株主による株主総会の招集

**Q**：私はある会社の株主ですが、会社に株主総会を開いてもらって、ある議題について審議してほしいと思っていることがあります。株主総会を招集してもらうことってできるのでしょうか？

**A**：一定の場合には株主総会を招集してもらうことができます。

### 【解説】

株主総会の招集は、取締役会を設置している株式会社では取締役会に招集権がありますが、次の一定の要件を満たす場合には、株主が会社に対して株主総会を招集するよう求めることが認められることになっています。

#### ①持株割合

総株主の議決権の3%以上を有する株主であること。ただし、公開会社の場合は請求の6月前からこの持株割合を満たしている必要が有る。

#### ②議題と招集理由の明示

株主総会の議題と招集理由を明らかにして会社に請求すること

この場合において、会社が請求の日から8週間以内の日を会日とする招集通知を発しないとき、又は遅滞なく会社による招集手続きをしないときは、株主は裁判所の許可を得て、会社に代わり株主総会を招集することが認められています。

なお、招集するために必要な株主名簿は、会社に請求すれば閲覧することができることとなっています。

